

(基準の特例)

第18条の2 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。(か)(さ)

【解説】

本条は、本節の基準によらなくとも消防長が火災予防上安全であると認めた火気設備については、特例措置を認めることができることとし、弾力的に運用できるように規定したものである。

これは、火気設備の技術開発等が目覚しく、また、消費生活の多様化・高度化と相まって、特殊な構造又は使用方法等によるものや、予想しない特殊の設備等で、本節の規定によらなくとも防火性能の高いものの出現が想定されるため、現実性を加味した運用ができるようにしているものである。

本条の具体的な運用方法としては、火気設備が設置される防火対象物の用途、構造、状況等から火災予防上支障のないものと判断するもの、公的な第三者機関等により安全性を確認することをもって判断するものなどがある。また、特例の範囲等については、建築物等からの離隔距離に関するもの、火気設備の材質に関するもの、設置場所に関するもの等がある。

なお、火気器具についても、第23条の2で基準の特例の規定を設けている。ここで、設備については「認めるとき」、器具については「認めたとき」としているのは、固定的な設備と移動可能な器具との差異から表現したものであり、大きな違いはない。